

## 大磯町部等設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、危機管理対策室及び次の部を設ける。

政策総務部

町民福祉部

建設経済部

(事務分掌)

第2条 前条に規定する室及び部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理対策室

- (1) 危機管理に関すること。
- (2) 防災に関すること。

政策総務部

- (1) 重要施策の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 町長及び副町長の秘書に関すること。
- (3) 広報、広聴、統計及び情報化の推進に関すること。
- (4) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- (5) 条例、規則等及び文書に関すること。
- (6) 財政に関すること。
- (7) 契約及び財産に関すること。
- (8) 税務に関すること。

町民福祉部

- (1) 町民相談に関すること。
- (2) 防犯及び交通安全に関すること。
- (3) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (4) 国民健康保険、後期高齢者医療保険及び国民年金に関すること。
- (5) 地域福祉、高齢福祉及び障がい福祉に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。
- (7) 保健及び予防に関すること。
- (8) 健康増進及びスポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

建設経済部

- (1) 道路、河川その他土木に関すること。
- (2) 下水道に関すること。
- (3) 都市計画に関すること。

- (4) 公園及び緑地に関すること。
- (5) 商工、農林、水産及び畜産業に関すること。
- (6) 観光に関すること。
- (7) 港湾に関すること。
- (8) 環境に関すること。
- (9) 廃棄物の収集及び処理に関すること。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年5月1日から施行する。  
(大磯町課設置条例の廃止)
- 2 大磯町課設置条例（平成20年大磯町条例第23号）は、廃止する。  
(大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 3 大磯町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「課内」を「部内」に改める。  
(大磯町職員の給与に関する条例の一部改正)
- 4 大磯町職員の給与に関する条例（昭和30年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。  
第4条第2項中「課内」を「部内」に改める。

平成24年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄